

災害時におけるLPガス対応機器等の備蓄に関する  
協定書

令和2年7月17日

鈴 鹿 市

一般社団法人三重県LPガス協会



## 災害時におけるLPガス対応機器等の備蓄に関する協定

鈴鹿市（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県LPガス協会（以下「乙」という。）は、災害時におけるLPガス対応機器等の備蓄に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に備え、甲が乙の貸与を受け備蓄するLPガス対応機器等（以下「備蓄機器等」という。）に関し、その手続き等について定め、災害時における被災者の支援を円滑に実施することを目的とする。

（備蓄機器等の備蓄及び費用負担）

第2条 甲は、次の第1号から第15号に掲げる備蓄機器等を、甲乙協議の上決定した、甲が管理する施設に備蓄するものとする。この場合において、第1号については乙が甲に対し無償で贈与するものとし、その他については乙が所有し、甲に対し無償で貸与するものとする。

- (1) 紙食器セット（200人分） 1式  
（皿，スプーン，箸，コップ）
- (2) デリバリーステーション 1式（DEL I - S T O 1）  
（業務用炊飯器，業務用コンロ，半寸胴鍋，防風板組，調理台）
- (3) 手付き揚げざる 1個（37.5cm）
- (4) 浅型ざる 1個（50cm）
- (5) ステンレス柄杓（中） 1個（1000ml）
- (6) ステンレス柄杓（小） 1個（500ml）
- (7) LPガスストーブ 1台（R - 1 2 9 0 V M S Ⅲ）
- (8) 投光器（プロライト） 1台（L F T - 3 0）
- (9) ガス用ゴム管及びカチット 2セット  
（ゴム管用ソケット，ゴム管用プラグ，機器用ソケット）
- (10) LPガスコード 2本（5m）
- (11) LPガス用発電機 1台（M G C 9 0 1 G P）
- (12) LPガス用供給設備キット 1式
- (13) LPガス衣類乾燥機 1台（R D T - 8 0）
- (14) 収納コンテナ 1個
- (15) 前各号に掲げるもののほか、本協定による備蓄機器等として甲乙双方が適当と認めたもの

(備蓄機器等の修理)

第3条 前条第2号から第15号に掲げる備蓄機器等について、修理が必要と  
甲乙が確認した場合は乙が修理を行うことを原則とし、その修理部材費等の  
費用については甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡体制の整備)

第4条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するも  
のとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

(訓練等)

第5条 甲が防災訓練等を行う際に備蓄機器を使用する場合は、甲の判断によ  
って行うものとし、乙は本協定に基づく協力が円滑に行われるよう、甲が行  
う防災訓練等へ積極的に参加するものとする。

(情報の共有等)

第6条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ情  
報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都  
度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年度末までとする。  
ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らかの意思表示がないとき  
は、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとし、以後こ  
の例による。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、  
各1通を保有する。

令和2年7月17日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴 鹿 市

鈴鹿市長

乙 三重県津市柳山津興369番地2  
一般社団法人 三重県LPガス協会

会 長